

賃金等の変動に対する旭川市建設工事請負契約約款第25条第6項の取扱いについて

旭川市建設工事請負契約約款（以下「工事請負契約約款」という。）第25条第6項（インフレスライド条項）の取扱いについて、次のとおり定める。

1 適用対象工事

- (1) 工事請負契約約款第25条第6項に基づく請求は、2(3)に定める残工期が2(2)に定める基準日から2か月以上あること。
- (2) 発注者及び受注者によるスライド適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされたときとする。

2 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

(1) 請求日

スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日。

(2) 基準日

請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とし、請求日とすることを基本とする。

(3) 残工期

ア 基準日以降の工事期間とする。

イ 基準日までに変更契約を行っていない場合でも、工期延期が明らかな場合は、その延工期間を考慮することができるものとする。

3 スライド協議の請求

- (1) 発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。
- (2) (1)の請求を受けたとき、又は行ったときは、工事請負契約約款第25条第8項の規定に基づき、受注者の意見を聴いた上で、協議開始の日を定め、受注者に通知するものとする。

4 請負代金額の変更

請負代金額の変更については、次により算定した金額により、工事請負契約約款第25条第7項の規定に基づき発注者と受注者が協議して定めるものとする。

- (1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。

- (2) 増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1 / 100)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額

（ $P = Z \times \alpha$ 、 Z ：発注者積算額、 α ：請負比率（落札率））

(3) 減額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1 / 100)]$$

この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{減}}$ ：減額スライド額

P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額

（ $P = Z \times \alpha$ 、 Z ：発注者積算額、 α ：請負比率（落札率））

(4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

5 残工事量の算定

(1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表等に対応して出来形確認等を行うものとする。

(2) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とすること。

(3) 現場搬入材料のうち、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。

また、次の材料等についても出来形数量として取り扱うものとする。

ア 工場製作品のうち、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。

イ 基準日以前の配置済みの現地据付方の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とする。

ウ 契約書等で工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。

(4) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。

(5) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。

(6) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。

6 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。

なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は、別途の物価指数を用いることができる。

7 変更契約の時期

スライド額に係る変更契約は、次に該当するものを除き、速やかに行うものとする。

(1) 確定したスライド額が、軽微な設計変更（旭川市建設工事に係る設計変更の取扱要領（以下「軽微要領」という。）第5に規定するもの）の範囲内であるときは、軽微要領第5に規定する軽微総括時に行うことは差し支えない。

(2) 2(2)に規定する基準日時点における残工事量に不確定部分があり、工期末まで対象数量を確定することが困難であるときは、残工事量が確定後に4に規定する協議を行い、ス

ライド額を確定し、変更契約を行うものとする。

なお、変更契約は、当該工事においてそれまで別途行った工事内容の変更等に伴う請負代金の変更と併せて行うことは差し支えない。

8 全体スライド及び単品スライド条項の併用

- (1) 工事請負契約約款第25条第1項から第4項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、本取扱いによるスライドを請求することができる。
- (2) 本通知に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、工事請負契約約款第25条第5項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

9 請求日及び基準日の特例

本取扱いに基づき、賃金水準の変更（公共工事設計労務単価の改定）に伴いスライド協議を実施する工事については、賃金水準の変更がなされた直後の開庁日を基準日とし、本取扱いを適用できるものとする。

また、2(3)イに該当する工事に係る請求を行う場合の基準日についても、本規定を適用できるものとする。

10 請負代金額の増額変更に係る労務単価引き上げ等の確認

スライド協議の結果に基づき、請負代金額を増額変更する場合は、変更契約に際し受注者から「旭川市建設工事請負契約約款第25条第6項適用に係る積算労務単価報告書」の提出を求めるものとする。

当該報告書に基づく労務単価引き上げ等の実施状況を確認するため、対象工事から抽出により建設工事下請状況等調査を実施することとする。

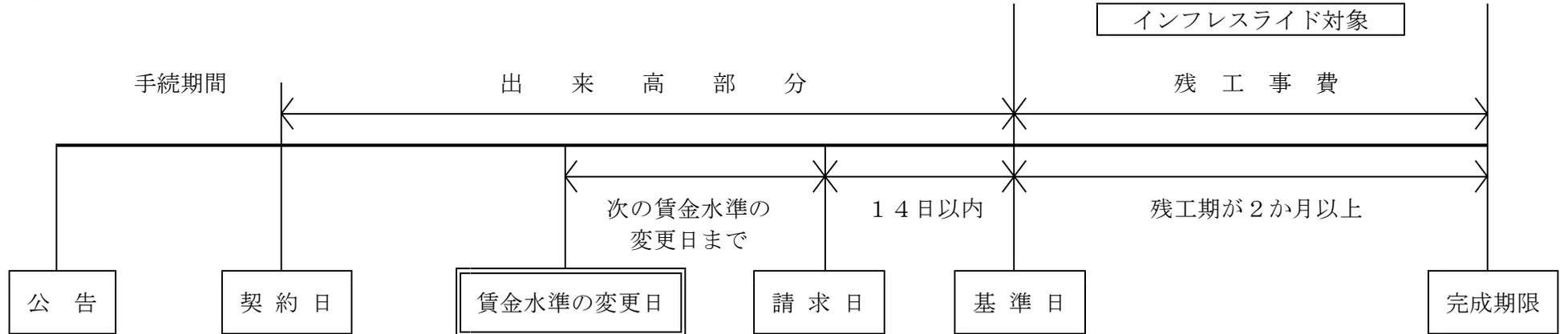
11 その他

本取扱いの実施フローについては、別紙1から別紙1-3を参照すること。

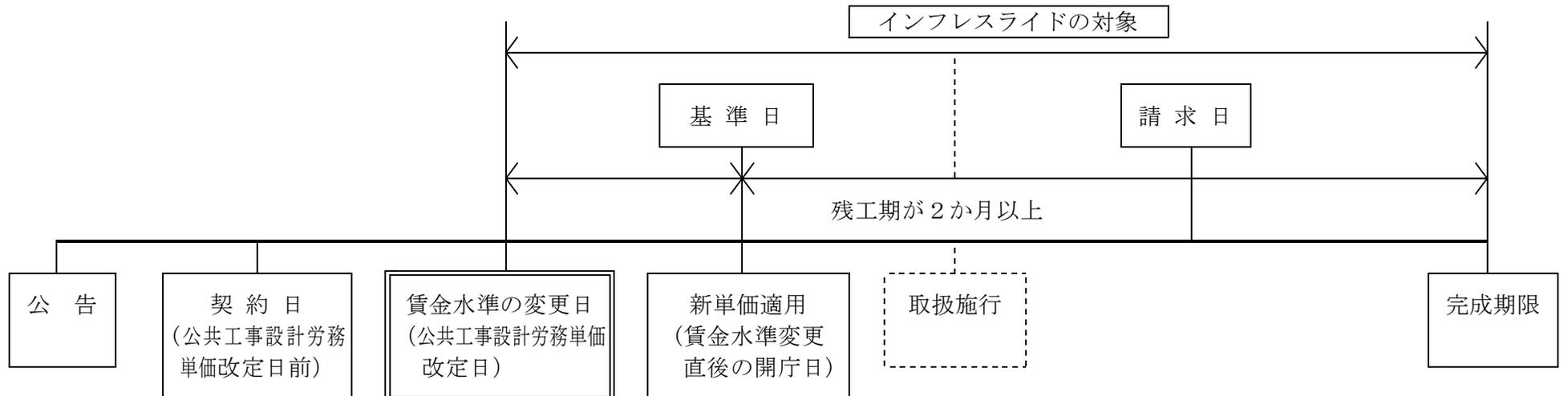
12 この取扱いは、平成26年4月10日（平成27年3月12日改正）から施行する。

インフレスライド概要

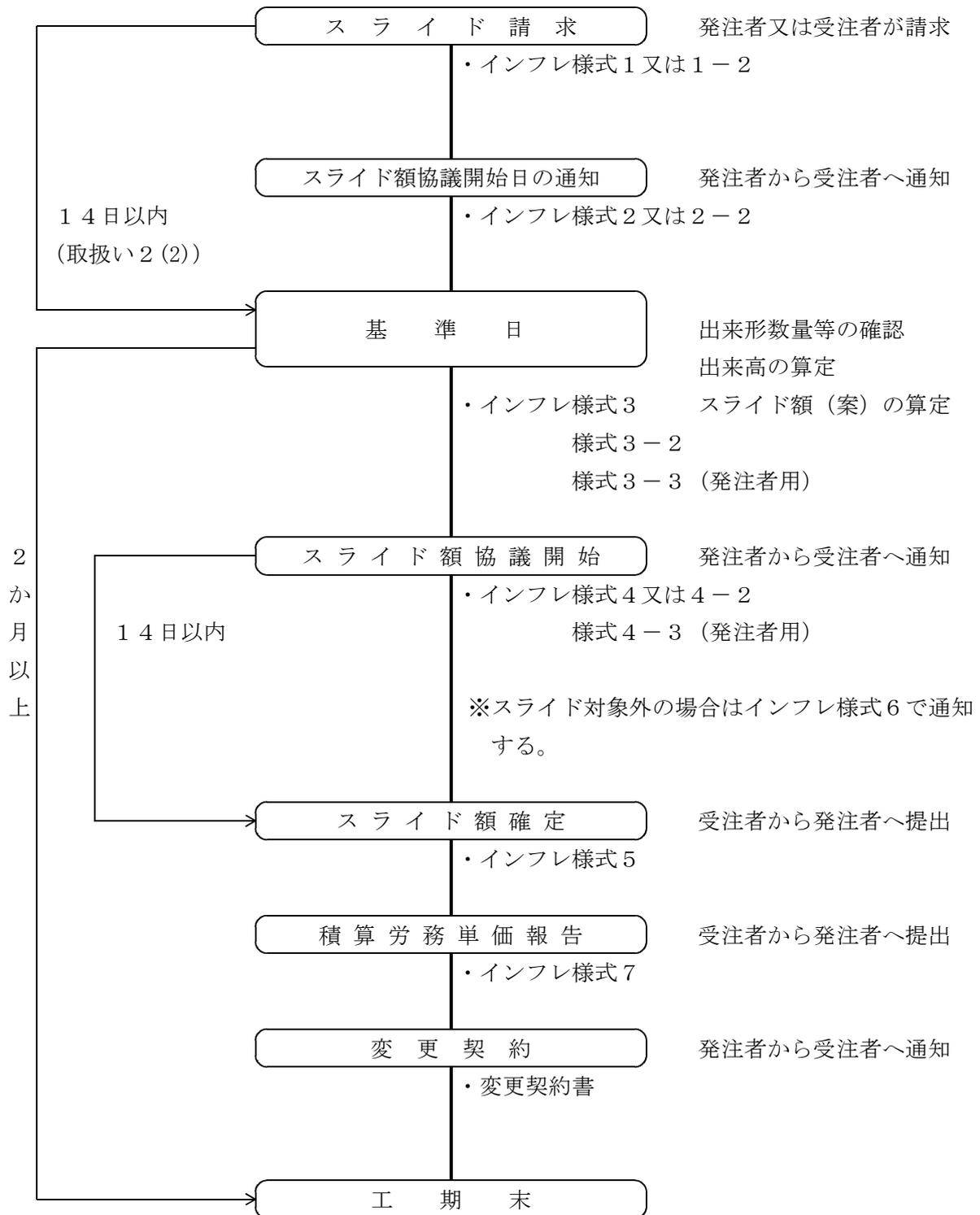
【① 工期内に賃金水準が変更となった場合】



【② 本取扱い9に規定する請求日及び基準日に係る特例】

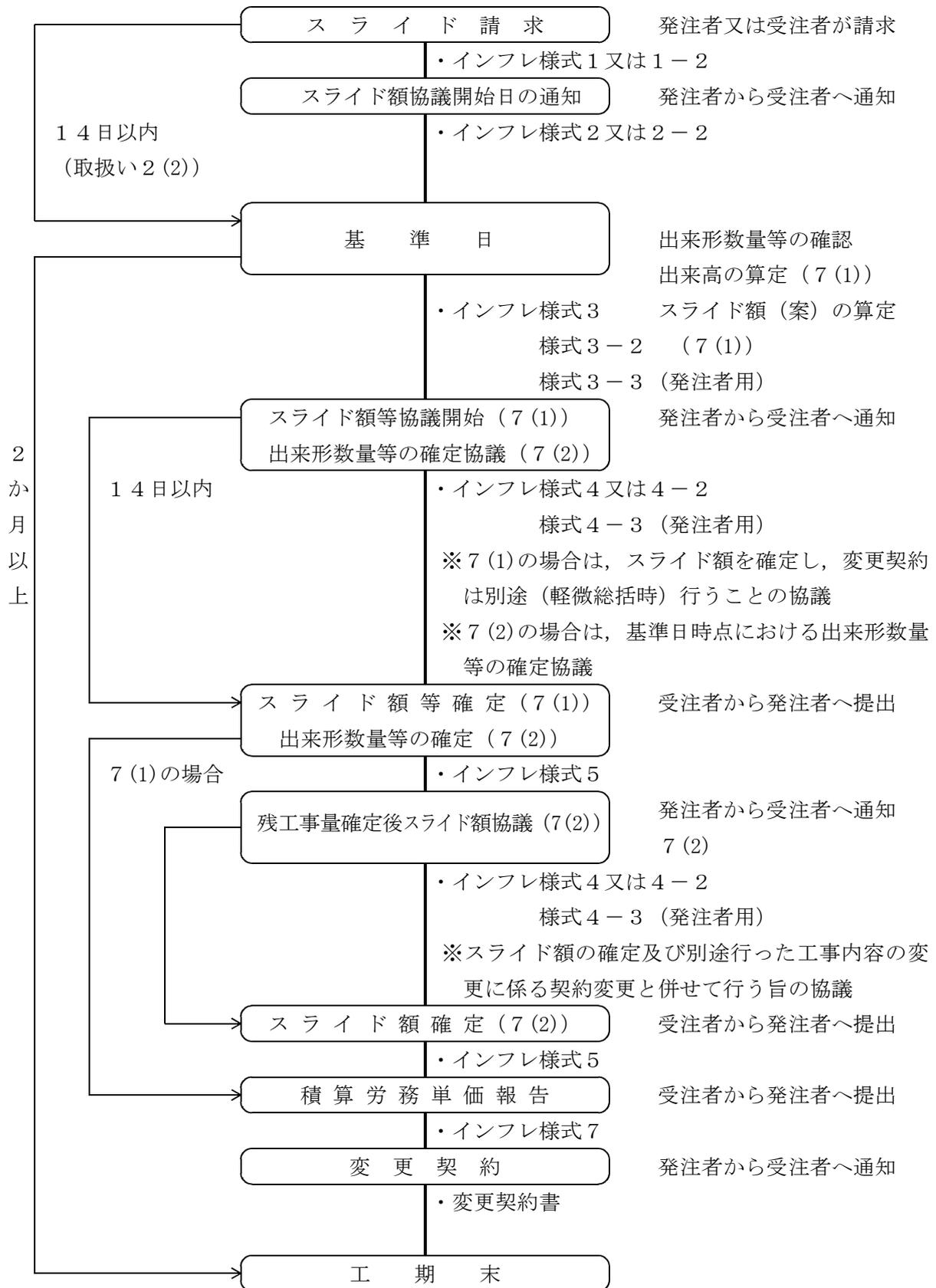


工事請負契約約款第 2 5 条第 6 項に基づく実施フロー

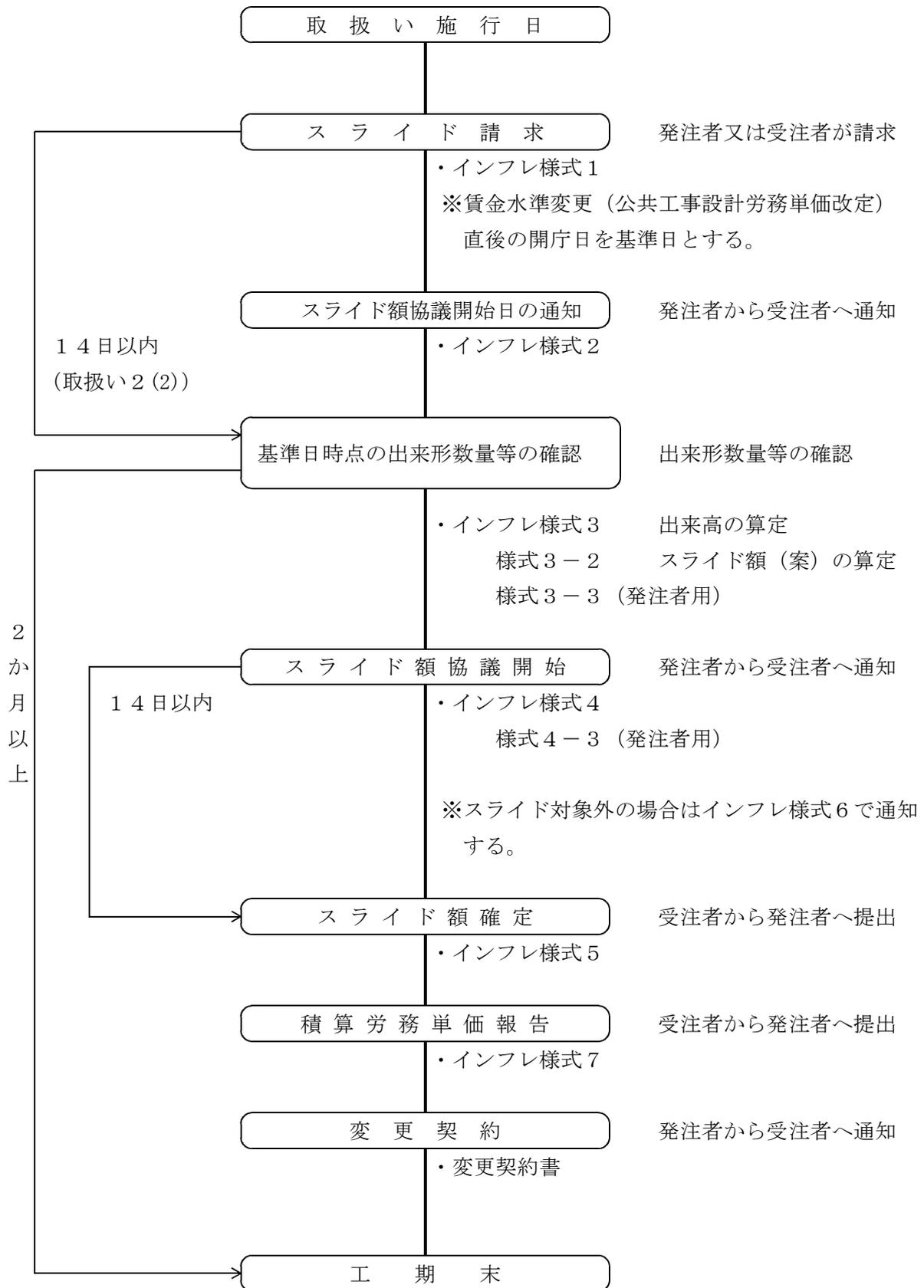


工事請負契約約款第 2 5 条第 6 項に基づく実施フロー

(取扱い 7 (1) 又は (2) に該当する場合)



工事請負契約約款第 25 条第 6 項に基づく実施フロー
 (取扱い 9 に規定する特例の場合)



令和 年 月 日

(あて先) 旭川市長

住 所
請負人
氏 名

旭川市建設工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づく
請負代金額の変更請求について

令和 年 月 日付けで契約締結した次の建設工事については、労務単価等の変動により、旭川市建設工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づき、請負代金額の変更を請求します。

記

- | | | | | | | | | | |
|---|-------|----|---|---|-----|----|---|---|-----|
| 1 | 工 事 名 | | | | | | | | |
| 2 | 工 期 | 令和 | 年 | 月 | 日から | 令和 | 年 | 月 | 日まで |
| 3 | 請負代金額 | | | | | | | | 円 |
| 4 | 希望基準日 | 令和 | 年 | 月 | 日 | | | | |

※受注者が共同企業体の場合は、企業体名を付すこと。

(記号) 第 号
令和 年 月 日

受注者

旭川市長

旭川市建設工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づく
請負代金額の変更請求について

令和 年 月 日付けで契約締結した次の建設工事については、労務単価等の変動により、旭川市建設工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づき、請負代金額の変更を請求します。

記

- | | | | | | | | | | |
|---|-------|----|---|---|-----|----|---|---|-----|
| 1 | 工 事 名 | | | | | | | | |
| 2 | 工 期 | 令和 | 年 | 月 | 日から | 令和 | 年 | 月 | 日まで |
| 3 | 請負代金額 | | | | | | | | 円 |
| 4 | 希望基準日 | 令和 | 年 | 月 | 日 | | | | |

担 当
連絡先

※受注者が共同企業体の場合は、企業体名を付すこと。

(記号) 第 号
令和 年 月 日

受注者

旭川市長

旭川市建設工事請負契約約款第25条第7項及び第8項の規定に基づく
協議開始の日及び出来形数量等の確認について

令和 年 月 日付けで請求のあった次の建設工事に係る請負代金額の変更請求に
ついて、旭川市建設工事請負契約約款第25条第8項の規定に基づき、スライド額の協議開
始日を通知します。

併せて、同条第7項の規定に基づく請負代金額の変更額を定めるに当たり、残工事量算定
のため、次のとおり出来形数量等の確認を行いますので、確認者の派遣をお願いします。

記

- 1 工 事 名
- 2 協議開始日 令和 年 月 日
- 3 出来形数量等確認日 令和 年 月 日
- 4 確 認 方 法 出来形、現場搬入資材等を双方確認し、設計図書の数量総括表
により出来形数量を確認します。
- 5 確認者について 確認した出来形数量を基に出来形部分に相応する請負代金額を
算定しますので、確認者はその旨、了知してください。
なお、当方の確認者は次のとおりです。
確認者所属
職氏名

担 当
連絡先

※受注者が共同企業体の場合は、企業体名を付すこと。

(記号) 第 号
令和 年 月 日

受注者

旭川市長

旭川市建設工事請負契約約款第25条第7項及び第8項の規定に基づく
協議開始の日及び出来形数量等の確認について

令和 年 月 日付で(記号)第 号で請求した次の建設工事に係る請負代金額の変更請求について、旭川市建設工事請負契約約款第25条第8項の規定に基づき、スライド額の協議開始日を通知します。

併せて、同条第7項の規定に基づく請負代金額の変更額を定めるに当たり、残工事量算定のため、次のとおり出来形数量等の確認を行いますので、確認者の派遣をお願いします。

記

- 1 工事名
- 2 協議開始日 令和 年 月 日
- 3 出来形数量等確認日 令和 年 月 日
- 4 確認方法 出来形、現場搬入資材等を双方確認し、設計図書の数量総括表により出来形数量を確認します。
- 5 確認者について 確認した出来形数量を基に出来形部分に相応する請負代金額を算定しますので、確認者はその旨、了知してください。
なお、当方の確認者は次のとおりです。
確認者所属
職氏名

担当
連絡先

※受注者が共同企業体の場合は、企業体名を付すこと。

出来形数量等確認書

- 1 工 事 名
2 受 注 者
3 工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
4 基 準 日 令和 年 月 日
5 出来形数量等 別紙出来形数量等内訳書のとおり
6 出来形数量等確認者
発注者 工事監督員
所 属
職 氏 名
受注者 現場代理人
名 称
氏 名
7 出来形数量等確認日 令和 年 月 日

上記のとおり確認する。

令和 年 月 日

出来形数量等確認者

発注者 工事監督員
所 属
職氏名

受注者 現場代理人
名 称
氏 名

※本書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

※旭川市建設工事請負契約約款第10条第2項の規定により、受注者の確認者は、受注者の代理人である現場代理人で可

(記号) 第 号
令和 年 月 日

受注者

旭川市長

旭川市建設工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づく
請負代金額の変更について

令和 年 月 日付けで請求のあった次の建設工事に係る請負代金額の変更請求について、次のとおりスライド額を算定したので、旭川市建設工事請負契約約款第25条第7項の規定により協議します。

なお、スライド額について承諾の際は、その旨、書面で提出してください。

また、請負代金の変更は、別途行うものとし、その際は、それまで行った工事内容の変更等に伴う請負代金の変更も併せて行います。

記

- | | |
|------------------|----|
| 1 工事名 | |
| 2 スライド額 | 円 |
| (うち消費税及び地方消費税の額) | 円) |

担当
連絡先

※受注者が共同企業体の場合は、企業体名を付すこと。

※不要な文字は消して使用すること。

(記号) 第 号
令和 年 月 日

受注者

旭川市長

旭川市建設工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づく
請負代金額の変更について

令和 年 月 日付け(記号)第 号で請求した次の建設工事に係る請負代金額の変更請求について、次のとおりスライド額を算定したので、旭川市建設工事請負契約約款第25条第7項の規定により協議します。

なお、スライド額について承諾の際は、その旨、書面で提出してください。

また、請負代金の変更は、別途行うものとし、その際は、それまで行った工事内容の変更等に伴う請負代金の変更も併せて行います。

記

- | | |
|------------------|----|
| 1 工事名 | |
| 2 スライド額 | 円 |
| (うち消費税及び地方消費税の額) | 円) |

担当
連絡先

※受注者が共同企業体の場合は、企業体名を付すこと。

※不要な文字は消して使用すること。

ス ラ イ ド 額 算 定 調 書

工 事 名	
工 期	着工 令和 年 月 日
	完成 令和 年 月 日
当 初 請 負 代 金 額 (A)	円 (税抜)
	円 (税込)
当 初 設 計 金 額 (B)	円 (税抜)
	円 (税込)
落 札 率	%

基 準 日	令和 年 月 日
出 来 形 部 分 に 相 応 す る 設 計 金 額 (C)	円 (税抜)
出 来 形 部 分 に 相 応 す る 請 負 代 金 額 (D)=(C) × (A) / (B)	円 (税抜)
残 工 事 額 (P1) = (A) - (D)	(P 1) 円 (税抜)
受 注 者 負 担 額 $P 1 \times 1 / 100$	円
P1 に 相 応 す る 変 動 後 の 設 計 金 額 (E)	円 (税抜)
変 動 後 残 工 事 額 (E) × (A) / (B)	(P 2) 円 (税抜)
ス ラ イ ド 額 $P 2 - P 1 - (P 1 \times 1 / 100)$	(S 増) 円 (増額時)
ス ラ イ ド 額 $P 2 - P 1 + (P 1 \times 1 / 100)$	(S 増) 円 (減額時)
判 定 $(P 2 - P 1) > P 1 \times 1 / 100$	

消費税及び地方消費税相当額 (S 増)又は(S 減) × 0.08	円
ス ラ イ ド 額 (S 増)又は(S 減)+消費税等相当額	円

令和 年 月 日

(あて先) 旭川市長

住 所
請負人
氏 名

旭川市建設工事請負契約約款第 2 5 条第 6 項の規定に基づく
請負代金額の変更について

令和 年 月 日付け(記号)第 号で通知のありました次の建設工事に係る
(スライド額, 契約変更の時期)又は(契約変更の時期, 基準日時点における出来形数量等)
については, 異存ありません。

記

- 1 工 事 名
- 2 基 準 日 令和 年 月 日
- 3 スライド額 円の増・減

※受注者が共同企業体の場合は, 企業体名を付すこと。

※不要な文字は消して使用すること。

(記号) 第 号
令和 年 月 日

受注者

旭川市長

旭川市建設工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づく
請負代金額の変更請求について

令和 年 月 日付けで請求のあった次の建設工事に係る請負代金額の変更請求については、次の理由によりスライド条項の対象外となりましたので、通知します。

記

- 1 工事名
- 2 対象外となる理由 スライド額が変動前の残工事費の1%を超えないため

担当
連絡先

※受注者が共同企業体の場合は、企業体名を付すこと。

